

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「自家製剤加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

### 凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220527-1120-2

（5月27日改訂）  
 ・2022年度改定に合わせて改訂しました

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

【2008/5/9疑義解釈その2】(要約) 内服薬の投与日数とは実際に自家製剤の上調剤した日数

下記薬剤を自家製剤の上調剤した場合、内服薬は投与日数に応じて、屯服薬、外用薬は1調剤行為につきそれぞれの点数を加算する。予製剤 **又は錠剤を分割する場合**については下記の点数の20/100に相当する点数を算定する。  
(同一剤形・同一規格が薬価基準に記載されている場合は対象外)

	剤形	点数	予製剤 (20/100)	錠剤分割 (20/100)
内服薬 及び 屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬 (投与日数が7又はその端数を増すごと)	20点	4点	<b>4点</b>
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬	90点	18点	<b>18点</b>
	液剤	45点	9点	—
外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点	18点	<b>18点</b>
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点	15点	—
	液剤	45点	9点	—

【2022/3/31疑義解釈その1】(要約)

・内服薬の下記剤形は自家製剤加算においてそれぞれ別剤形として取り扱う

- ① 錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤
- ② 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤

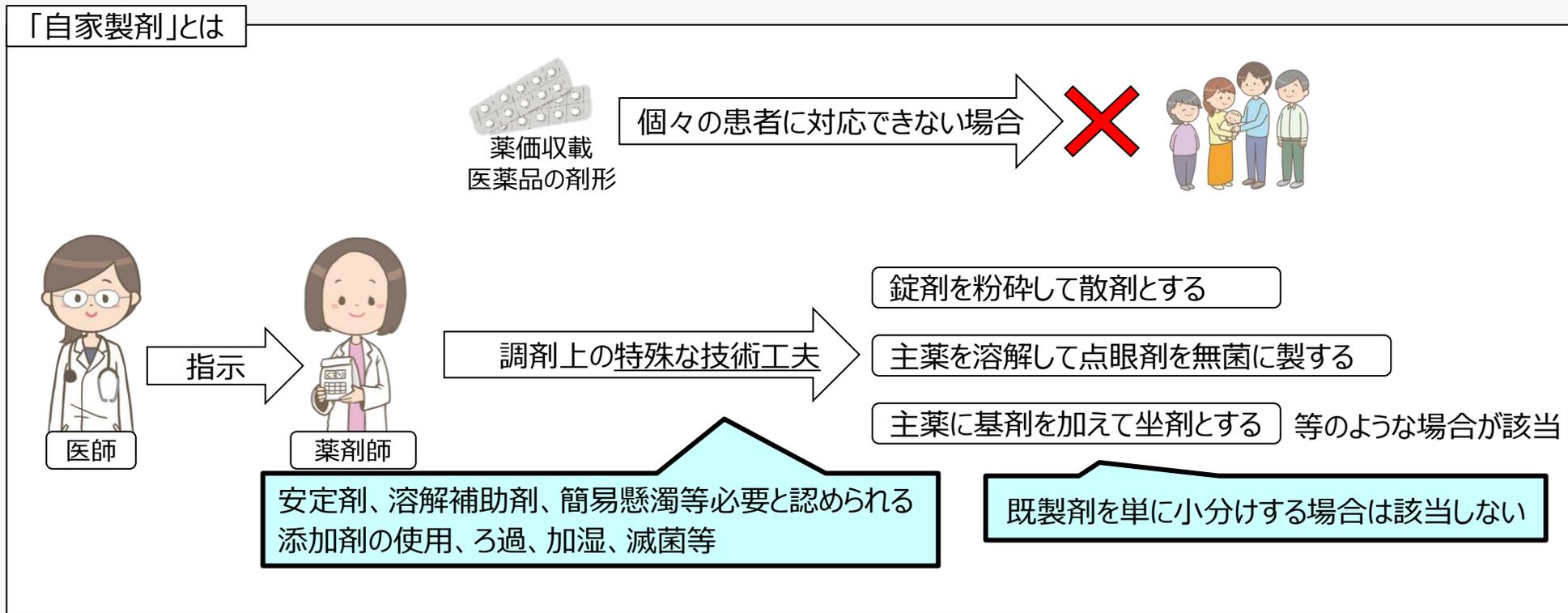
(参考)「薬価算定の基準について」(令和3年2月10日保発0210第3号)別表1

- ・処方された用量に対応する剤形・規格がなく、医師の指示に基づき自家製剤を行う場合は自家製剤加算を算定可能
- ・処方された用量に対応する剤形・規格があり、患者の服薬困難解消を目的として錠剤を砕く等剤形を加工する場合は嚥下困難者用製剤加算を算定

錠剤を分割して予製剤とする場合においては、予製剤とする場合又は錠剤を分割する場合と同様に自家製剤加算の**所定点数\***を100分の20にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する

※この所定点数は「予製剤による場合又は錠剤を分割する場合」の点数を指すと考えます

# 算定要件① (自家製剤)

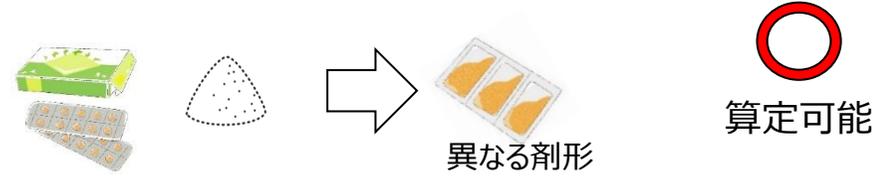


# 算定要件② (自家製剤加算を算定可能な場合)

【2004/3/30疑義解釈】(要約)  
賦形剤は薬剤料として請求可能

## 算定可能な場合

薬価収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形薬を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合



## 算定不可能な場合

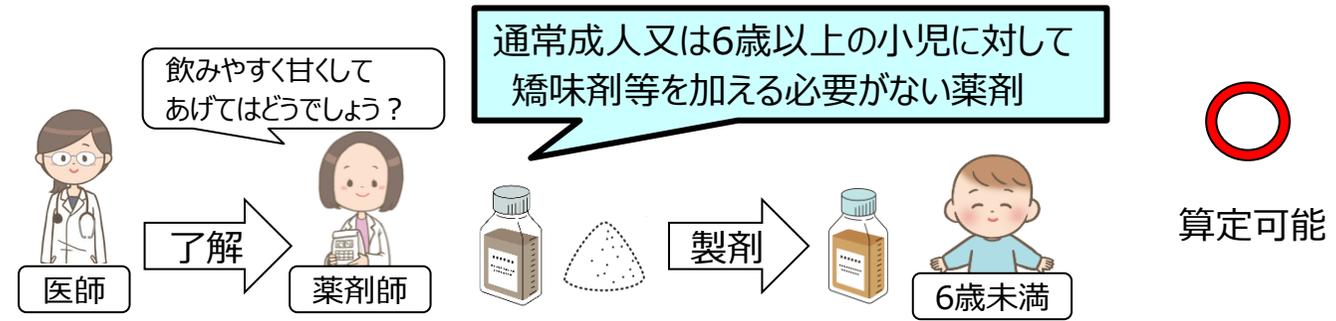
- ・調剤後の剤形等が薬価収載されている場合
  - ・液剤を調整する場合で、薬機法上の承認事項にて用時溶解とされているものを交付時に溶解した場合
- ⇒ **×** 算定不可

【2004/3/30疑義解釈その1】(要約)  
成人用のカプセル剤をあけて、または錠剤を粉碎して小児用に計量した場合、散剤、水剤が無い場合に限り、算定要件を満たせば算定可能

【2012/4/20疑義解釈その2】 【2012/4/27疑義解釈その3】 【2012/8/9疑義解釈その8】 (要約)  
必要性を適切に判断した上で、矯味剤等を加えて製剤した場合算定可能

## 6歳未満の乳幼児へ算定可能な場合

薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合



# 算定要件③ (その他)

### 実施前の判断

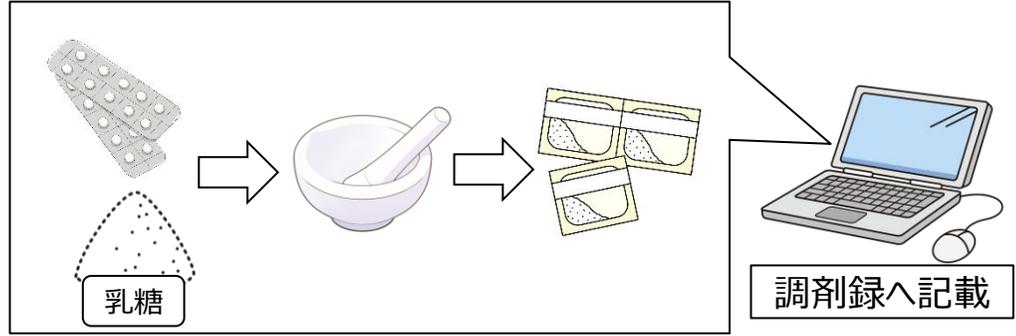
医薬品の特性を十分に理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと



この薬剤は、水性だからこの軟膏と混ぜても問題なしね！

### 実施後の記録

賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程を調剤録に記載すること



乳糖

調剤録へ記載

### 併算定不可

自家製剤加算を算定した場合は、計量混合調剤加算は算定不可

例：同一剤【1剤】の場合

Rp1 A錠 3錠 **分3** 14日分  
散剤への剤形変更の指示有

Rp2 B散 1.5g }  
C散 0.5g } **分3** 14日分  
D散 1.0g }

自家製剤加算

又は

計量混合調剤加算

のうち1つを算定

【2004/3/30疑義解釈その1】(要約)  
「剤」が異なる場合は算定可能

例：別剤【2剤】の場合

Rp1 A錠 2錠 **分2** 14日分  
散剤への剤形変更の指示有

Rp2 B液 10ml }  
C液 10ml } **分3** 14日分  
D液 10ml }

自家製剤加算

+

計量混合調剤加算

併算定可能

外来服薬支援料2を算定した範囲の薬剤については、自家製剤加算は算定できない

嚥下困難者用製剤加算を算定する場合、1剤として取り扱われる薬剤について、自家製剤加算は併算定できない

# 算定要件④

(20/100に相当する点数を算定する場合)

【算定要件】

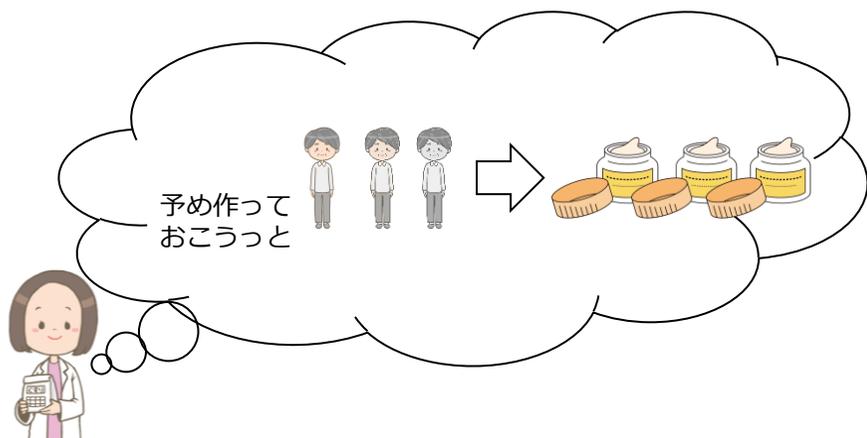
赤文字は2022年度追加

【2022/3/31疑義解釈その1】(要約)

割線の有無にかかわらず、所定点数の20/100に相当する点数を算定

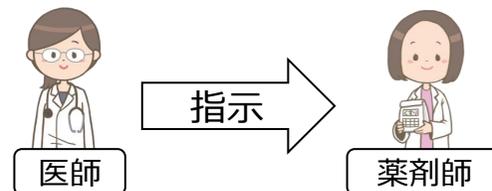
## 「予製剤」

あらかじめ想定される調剤のために、複数回分を製剤し、処方箋受付時に当該製剤を投与すること



## 「錠剤を分割する場合」

・医師の指示に基づき錠剤を分割すること



・分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定不可



【2016/3/31疑義解釈その1】(要約)

RP A錠200mg 1回1.5錠疼痛時服用

A錠と同一有効成分の100mg規格は薬価基準に収載されていないが、300mg規格が収載されている場合、200mg錠を1.5錠調剤したとしても、同量に相当する300mg錠があるので算定不可